

組織規程（平成 31 年規程第 18 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 8 年〇月〇日改正

経営委員会

新	旧
<p>第 1 条及び第 2 条 略</p> <p>（委員会等の設置）</p> <p>第 2 条の 2 管理運用法人に、以下に掲げる委員会等を置く。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） <u>デジタル統括責任者</u>及び情報システム委員会</p> <p>（6）～（11） 略</p> <p>第 2 条の 3～第 2 条の 6 略</p> <p>（<u>デジタル統括責任者</u>及び情報システム委員会）</p> <p>第 2 条の 7 <u>デジタル統括責任者</u>は、管理運用法人の業務全般にわたる情報化の推進並びに情報システムの整備及び管理等を統括する。</p> <p>2 <u>デジタル統括責任者</u>は、理事（総務・企画等担当）とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 情報システム委員会の委員長は、<u>デジタル統括責任者</u>とする。</p> <p>第 2 条の 8～第 3 条 略</p>	<p>第 1 条及び第 2 条 略</p> <p>（委員会等の設置）</p> <p>第 2 条の 2 管理運用法人に、以下に掲げる委員会等を置く。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） <u>情報化統括責任者</u>及び情報システム委員会</p> <p>（6）～（11） 略</p> <p>第 2 条の 3～第 2 条の 6 略</p> <p>（<u>情報化統括責任者</u>及び情報システム委員会）</p> <p>第 2 条の 7 <u>情報化統括責任者</u>は、管理運用法人の業務全般にわたる情報化の推進並びに情報システムの整備及び管理等を統括する。</p> <p>2 <u>情報化統括責任者</u>は、理事（総務・企画等担当）とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 情報システム委員会の委員長は、<u>情報化統括責任者</u>とする。</p> <p>第 2 条の 8～第 3 条 略</p>

新	旧
<p>(審議役)</p> <p>第4条 管理運用法人に、審議役を置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 審議役は、前項に規定するもののほか、企画部の所掌事務（第10条第3号及び第5号に掲げる事務に限る。）を総括する。</p> <p>第5条～第9条の3 略</p> <p>(企画部の所掌事務)</p> <p>第10条 企画部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 文書の管理に関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 規程等の審査に関すること。</p> <p>(6)及び(7) 略</p> <p><u>(8) 情報セキュリティに係る基本的事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(9) 前号に掲げるもののほか、情報セキュリティの確保に関すること(他部の所掌に属するものを除く。)</u></p> <p><u>(10) 略</u></p>	<p>(審議役)</p> <p>第4条 管理運用法人に、審議役を置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 審議役は、前項に規定するもののほか、企画部の所掌事務（第10条第5号に掲げる事務に限る。）<u>及び情報管理部の所掌事務（第10条の3第1号に掲げる事務に限る。）</u>を総括する。</p> <p>第5条～第9条の3 略</p> <p>(企画部の所掌事務)</p> <p>第10条 企画部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 文書の管理に関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 規程等の審査に関すること。</p> <p>(6)及び(7) 略</p> <p><u>(8) 略</u></p>

新	旧
<p>第 10 条の 2 及び第 10 条の 2 の 2 略</p> <p>(情報管理部の所掌事務)</p> <p>第 10 条の 3 情報管理部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第 11 条及び第 12 条 略</p> <p>(オルタナティブ投資部の所掌事務)</p> <p>第 12 条の 2 オルタナティブ投資部においては、オルタナティブ資産及び外貨建て短期資産（オルタナティブ資産への投資に必要な流動性を確保するためのものをいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事務をつかさどる（運用リスク管理部、投資運用部、<u>E S G ・ スチュワードシップ推進部及び運用管理部</u>の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(運用管理部の所掌事務)</p> <p>第 12 条の 3 運用管理部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 運用受託機関、資産管理機関及び自家運用に係る取引先との契約の締結、</p>	<p>第 10 条の 2 及び第 10 条の 2 の 2 略</p> <p>(情報管理部の所掌事務)</p> <p>第 10 条の 3 情報管理部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>情報資産の管理に係る基本的事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>情報セキュリティの確保の統括に関すること。</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>第 11 条及び第 12 条 略</p> <p>(オルタナティブ投資部の所掌事務)</p> <p>第 12 条の 2 オルタナティブ投資部においては、オルタナティブ資産及び外貨建て短期資産（オルタナティブ資産への投資に必要な流動性を確保するためのものをいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事務をつかさどる（運用リスク管理部、<u>運用管理部、投資運用部及びE S G ・ スチュワードシップ推進部</u>の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(運用管理部の所掌事務)</p> <p>第 12 条の 3 運用管理部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 運用受託機関、資産管理機関及び自家運用に係る取引先との契約の締結、</p>

新	旧
<p>変更及び解除に関すること。 (6)～(12) 略</p> <p>第13条～第17条 略</p> <p>附 則 略</p>	<p>変更並びに解除に関すること。 (6)～(12) 略</p> <p>第13条～第17条 略</p> <p>附 則 略</p>

附 則 (令和8.〇.〇改正)

この改正は、令和8年4月1日から施行する。

内部統制の基本方針（平成 31 年規程第 17 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 8 年〇月〇日改正

経営委員会

新	旧
<p>1～3 略</p> <p>4 理事長及び理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (1)～(10) 略 (11) 情報化の推進に関する体制の整備 経営委員会は、管理運用業務全般にわたる情報化の推進並びに情報システムの整備及び管理等を統括する責任者として、<u>デジタル統括責任者</u>を設置する。また、<u>デジタル統括責任者</u>は、情報システム委員会を統括する。 (12) 略</p> <p>5～14 略</p> <p>附 則 略</p>	<p>1～3 略</p> <p>4 理事長及び理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (1)～(10) 略 (11) 情報化の推進に関する体制の整備 経営委員会は、管理運用業務全般にわたる情報化の推進並びに情報システムの整備及び管理等を統括する責任者として、<u>情報化統括責任者</u>を設置する。また、<u>情報化統括責任者</u>は、情報システム委員会を統括する。 (12) 略</p> <p>5～14 略</p> <p>附 則 略</p>

附 則（令和 8. 〇. 〇改正）

この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。